



神奈川県

KANAGAWA

身近な支援者・ご家族向け

## 意思決定支援ってなに？



「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」

(Nothing About Us Without Us)

～どんなに障がいも重くても、誰にも必ず「意思」(気持ち・思い)はある!～

平成30年8月



みんなちがって  
みんないい



## もくじ

I	意思決定支援とは？	…	1
II	「意思決定」を構成する要素として		
	考えられる3つのこと	…	1
III	意思決定支援の3つの基本原則	…	2
IV	身近なことからはじめてみよう！		
	意思決定支援	…	4
V	「意思決定支援計画」とは？	…	6

## I 意思決定支援とは？

「意思決定支援」とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいいます。

《『障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン』（厚生労働省）より》



つまり、どんなに障がいが高くても意思や思いがあるから、障がい者本人が自分自身で決められるように周りの者は配慮して、できることは見守り、できないところは手伝う、ということなのですね。

でも、誰でも、どうしたらいいかわからないときは、親身になって、力になってくれる人が欲しいですね。

身近にいる職員や家族はどんなことを意識したらいいのだろう…？

## II 「意思決定」を構成する要素として考えられる3つのこと

### (1) 本人の判断能力

本人の判断能力の程度は意思決定に大きな影響を与えます。

例えば、何を食べるか？何を着るか？といった日常生活における意思決定はできても、施設から地域生活への移行など、「住まいの場」の選択についての意思決定には支援が必要、など、本人の判断能力の程度については、慎重な評価が必要です。

### (2) 意思決定が必要な場面

日常生活における意思決定支援を継続的に行うことで、意思が尊重された生活体験を積み重ねることとなり、本人が自らの意思を伝えようとする意欲を育てることにつながります。

また、自宅からグループホームや入所施設等に住まいを移す場面や、入所施設からグループホームに住まいを替えたり、グループホームから一人暮らしを選ぶ場面などは、意思決定支援の重要な場面となります。

こうした場面では、体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うこととした上で、事業者・家族・成年後見人など、関係者が集まり、判断の根拠を明確にしなが、より制限の少ない生活への移行を前提として意思決定支援を進める必要があります。

### (3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受けます。

#### (人的な影響)

意思決定支援に関わる職員が、本人の意思を尊重しようとする態度で接しているかどうか、本人との信頼関係ができているか、また、家族等の関係者との関係性も影響を与えるでしょう。



職員や家族だって、常に本人の気持ちを代弁できるとは限らないかもしれない…

大事に思うからこそ、いろいろ心配してしまうし…でも、やっぱり本人の望む生活を過ごしてもらいたい！と思えることが大切なのですね。

#### (環境による影響)

慣れない場所では、本人が緊張してしまい、普段通り意思表示ができない可能性があります。また、サービス利用の選択では、体験利用の有無によっても影響されるでしょう。

## Ⅲ 意思決定支援の3つの基本原則

- ① 自己決定の尊重とわかりやすい情報提供
- ② 不合理と思われても他者の権利を侵害しないのであれば尊重する
- ③ 本人の自己決定や意思確認がどうしても難しければ、関係者が集まり、意思を推定する

### ① 自己決定の尊重とわかりやすい情報提供

本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要です。

例えば、幅広い選択肢の中から選ぶことが難しいようであれば、選択肢を絞ったり、絵カードや具体的なものを手掛かりに選べるようにするなど、本人の意思確認ができるような、あらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持って自由に意思表示できるように支援することが必要です。

## ② 不合理と思われても他者の権利を侵害しないのであれば尊重する

職員や家族にとって不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が大切です。

でも、本人に不利益が及ぶことが考えられるとしたら・・・

例えば、疾病による食事制限があるのに制限されているものが食べたい、生活費がなくなるのも構わず大きな買い物がしたい、一人で外出することは困難と思われるけれど、一人で外出したいとの意思表示であったとしたら、「どの程度なら食べても影響がないのか、又は疾病に影響のない似たような食べ物が用意できないか」「お金を積み立ててから大きな買い物ができないか」「外出の練習をしてから出かけ、後ろから離れて見守ることで対応できないか」など、様々な工夫が考えられます。

人は挫折や失敗を繰り返しながら成長していきます。

意思決定支援も、ご本人の状況に応じて見直しをし続けていくことが大事なのです。



## ③ 本人の自己決定や意思確認がどうしても難しければ、関係者が集まり、意思を推定する

最大限の努力をしても、本人の意思決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面での表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでどのような生活を送ってきたのか、人間関係はどうだったのか等、様々な情報を集めて根拠を明確にしながら本人の意思を推定します。

本人以外の者が「本人にとっての最善利益を判断する」のは、最後の手段です。

### コラム：意思決定支援とパターナリズム

聴きなれない方もいるかと思いますが、意思決定支援を考えると「パターナリズム」は大切なキーワードです。ぴったりの日本語が見当たらないのですが、父権主義などと訳されます。何かを判断するとき、当事者にとって「良かれと思って」可能なかぎり当事者以外の者が判断すること、そのことによって当事者の自由な判断が制限されてしまうこと、そして、自由な判断が阻害されたとしても当事者にとって「良かれとも思って」当事者以外の者が判断したことが正当化されることの3つを要件とすることが多いかと思います。

親と子どもとの関係の中にパターナリズムがよく表れます。「意思決定支援」は「可能な限り本人が意思決定できる」ことを支援するものですから、このリーフレットで述べているような障がい者の意思決定場面において、対極の考えになる場合もあります。

どちらが是か非かということよりも、「意思決定支援」のプロセスには常に「パターナリズム」というテーマがあることを支援者は意識しなければなりません。

## IV 身近なことからはじめてみよう！意思決定支援

知的障がい者は文字や写真などからイメージを膨らませ、想像することが苦手です。そのため、日常的に経験や体験を積み重ねていくことが求められます。

そのため、幼少期から高齢期まで、ライフステージに応じて「選ぶ」ことができるように、選択の機会を設けることが必要です。

親や支援者は、本人が失敗しないように、困らないように、本人に代わって選んでしまいがちです。でも、大人になるまですべて本人に代わって決めていたら・・・意思を形成したり、意思を表明したりする力が育ちません。

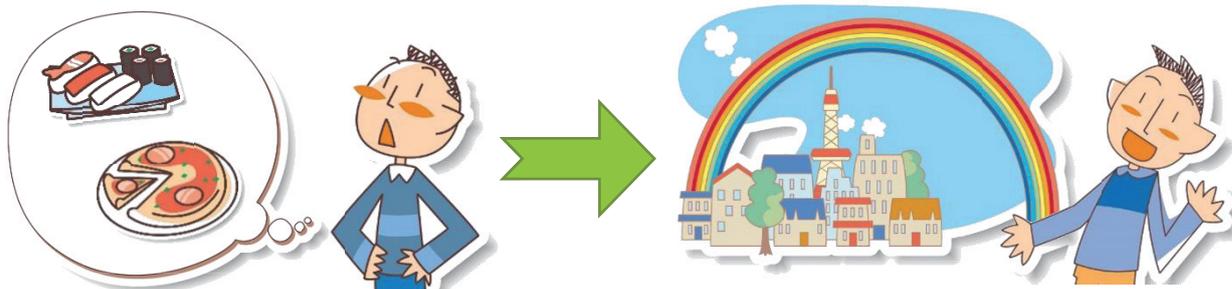
身近にある簡単なことで構いません。今まで何となく当たり前のように本人に代わって決めていたことのうち、本人に選んでもらうことができそうなことはありませんか？

### <日常生活>

食事・衣服・外出・整容・入浴など生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムを選ぶなどの場面が考えられる。  
直接支援の中に意思決定支援が含まれている。

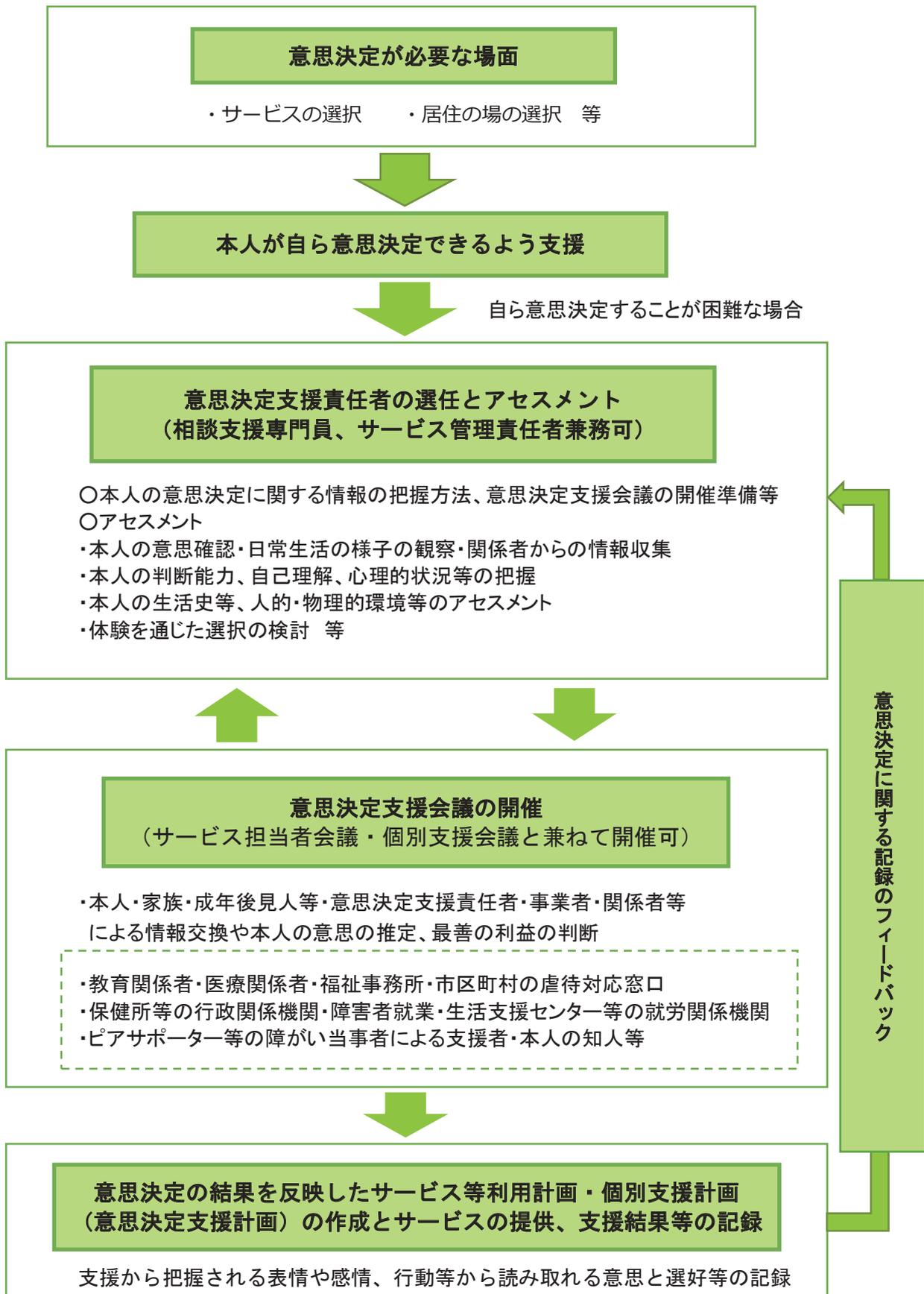
### <社会生活>

自宅？グループホーム？  
施設？一人暮らし？  
本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、判断の根拠を明確にしながら、意思決定支援を進める必要がある。



支援者は、日常生活上の様々な場面での表情の変化などを書き留めておくと、ご本人の好きなこと・嫌いなことなどを対外的にきちんと説明できます。意思決定支援において、この積み重ねがとても大切です。

## ○意思決定支援の流れ



『障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン』（厚生労働省）より作成

## V 「意思決定支援計画」とは？

### 【日中活動の選択についての事例】



Aさん

- ・重度の知的障がい
- ・言葉で意思を伝えるのが難しい



(生活介護事業所 サービス管理責任者)

今度、新たに生活介護を利用するAさん。

どんな日中活動がいいのかな？本人の希望を確認するのは難しいので、本人を交えた『意思決定支援会議』が必要かも……。

(母親(家族))

Aさんは祖母にかわいがられて育ち、たくさんつくった饅頭を近所に配るのについて行き、人から喜ばれるとうれしそうでした。



関係者1

(学校の先生)

Aさんは、友だちと関わるのが大好きでした。

静かな音楽を聴いたり、紙に絵の具で色を塗るのが好きでした。

ペットボトルのキャップの分類のような作業は苦手。飽きてすぐ席を立ってしまいました。



関係者2

(移動支援事業者)

鳥のさえずりを聞くとうれしそうなお様子のAさん。

人混みなど雑音が多いところは苦手で、表情が険しくなったり、イライラした感じになってしまいました。



関係者3

※これらの一連のプロセスは、「生活介護」においてAさんの思いを反映したサービスを提供するために、サービス管理責任者を中心に行われました。各サービス提供事業所における個別支援の充実のための意思決定支援においても、Aさんの生活の全体像をコーディネートする相談支援専門員との協働は不可欠です（事例では簡略化して描かれています）。



意思決定支援会議で関係者から寄せられた情報を基に、

Aさんの日中活動は、

- ① 静かな音楽が流れる部屋でのパン・クッキー・饅頭づくり
- ② 紙と絵の具でのペインティング
- ③ 複数人で森の中を散歩からはじめてみることとなりました。

(参考) Aさんの意思決定支援のためのアセスメント表

<p>&lt;意思決定支援が必要な項目&gt; Aさんが取り組みたい日中活動プログラムは？</p>	
<p>&lt;これまでの生活史&gt;                  ○Aさんは1歳6ヶ月の検診で知的な発達の遅れが指摘され、知的障がいがあることが分かりました。両親と3歳年上の姉、そして父方の祖母との5人暮らしでした。穏やかで人なつこい性格であったAさんは特に祖母にかわいがられて育ちました。祖母が得意であった饅頭作りをうれしそうに手伝ったり、祖母と一緒に近所に配って歩いたりしました。そのときに人から喜んでもらえるとうれしそうに表情を見せていたそうです。                  ○学校は小学校から特別支援学校に通いました。学校では友人と関わるのが好きで、いつも仲間と一緒に過ごしていました。でもたくさんの方が集まったり、運動会などで大きな音がする場面などでは少しいららする様子が見られました。                  ○言葉では意思を伝えることが難しいAさんでしたが好きな物には自ら積極的に取り組む姿や、豊かな表情で周囲に気持ちを伝えることができました。                  ○休日は家族と一緒に出かけこともありましたが、お父さんとお母さんが自営業をされていたこともあり、Aさんのお出かけをしたいという気持ちに応えられない日も多くなってきたことから移動支援を利用して、ヘルパーと出かけるようになりました。                  ○特別支援学校卒業後の進路は、就労継続支援B型事業所や生活介護事業所など3回の実習を重ねた結果、生活介護事業所を利用することになりました。</p>	
<p>随分細かく書いてありますね！                  これは、ご家族からの、ご本人の生活状況や成育歴などの情報や、支援者の皆さんからの、日ごろの様子などの情報や記録を基に、みんなで作成されているのですね。</p> 	
<p>意思決定支援会議のまとめ</p>	
<p>&lt;関係者から提供された Aさんの意思を判断するための手がかりとなる情報&gt;</p> <p>(家族)                  ○Aさんは、祖母にかわいがられて育った。                  ○祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていた。                  ○饅頭を近所に配ることについて行き、人から喜ばれるとうれしそうだった。</p> <p>(学校の教員)                  ○友だちと関わることは好きだった。                  ○静かな音楽を好んで聴いていた。                  ○紙に絵の具で色を塗ることは好きで、集中して取り組んでいた。                  ○ペットボトルのキャップの分類のような作業的なことはすぐ飽きてイスから立ち上がってしまった。                  (移動支援ヘルパー)                  ○森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くと耳を澄ましてうれしそうにしていた。                  ○人混みなど雑音の多い場所は苦手なようで表情が陰しくなったりイライラした感じになってしまう。</p>	<p>&lt;手がかりとなる情報から推定される本人意思&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かわいがってくれる祖母のような人が好きなようだ。</li> <li>・祖母のような人と一緒に饅頭などをつくるのが好きなようだ。</li> <li>・作った饅頭などを配り、人から喜ばれることがうれしいようだ。</li> <li>・友だちと関わることは好きなようだ。</li> <li>・静かな音楽を好むようだ。</li> <li>・紙に絵の具を塗るなど、創作的な活動は好きなようだ。</li> <li>・ペットボトルのキャップの分類のような作業的なことはすぐ飽きてしまうようだ。</li> <li>・森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くとうれしいようだ。</li> <li>・人混みなど雑音が多い場所は、イライラして苦手なようだ。</li> </ul>

『障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン』(厚生労働省)より作成

(参考) Aさんの意思決定支援を反映した個別支援計画(意思決定支援計画)の作成例

利用者名 A 作成年月日 年 月

本人(家族)の希望	お菓子などを作ったりそれをあげたりすることで、いろんな人に喜んでもらえるとうれしい。絵を描いたり、静かな音楽を聴いたり、静かな場所で過ごすことが好き、騒がしい場所は嫌い。
長期目標(内容、期間等)	Aさんが日中活動をもっと楽しめたり、新たな楽しみを見つけられる。(6ヶ月)
短期目標(内容、期間等)	Aさんにとって生活介護事業所が居心地の良い場所になる(3ヶ月)

□支援目標及び支援計画等

推定される本人の意思	支援内容	具体的取組(内容・留意点等)	支援期間(頻度・時間・期間等)	サービス提供機関(提供者・担当者等)	優先順位
かわいがってくれる祖母のような人と一緒に饅頭などを作ることが好き。作った饅頭などを配り、人から喜ばれることがうれしい。	Aさんが安心できるスタッフとお菓子作りを行い、できたお菓子を配ることを通じて人と関わる機会をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Aさんが安心できるスタッフとお菓子作りの活動に参加する。</li> <li>・本人が作業に取り組みやすいように行程や補助具などに工夫する。</li> <li>・必要に応じて指示や介助を行う。</li> <li>・騒がしくならないように配慮する。</li> </ul>	月・水・金 AM活動時・3ヶ月	生活介護事業所 Cグループ 調理活動担当D	—
静かな音楽を聞いたり、紙に絵の具を塗るなど、創作的な活動が好き。	静かな音楽が流れる部屋で、紙に絵の具を塗るなど、創作活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙に絵の具を塗りやすいように、素材や道具を工夫する。</li> <li>・部屋に鈴かな音楽を流す。</li> <li>・絵の具以外の創作活動も試してみる。</li> </ul>	火・木 AM活動時・3ヶ月	生活介護事業所 Cグループ 創作活動担当E	—
友だちと関わるのが好き。森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くとうれしい。	友だちと一緒に、鳥のさえずりを聞きながら森の中を散歩する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所近くの森林公園内を散歩する。</li> <li>・一緒に散歩が楽しめる友だちを見つける。</li> </ul>	月・水・金 PM活動時・3ヶ月	生活介護事業所 Cグループ 散歩活	—

意思決定支援について書かれていますね。



□支援開始後の見直しのための観点

意思決定支援が必要な項目	目的	内容	意思決定支援会議参加者	サービス提供機関(提供者・担当者等)	
活動がAさんの意思を反映しているか、検討するとともに、支援開始後の様子から、Aさんの意思について新たに気づいたことがないか情報を共有する。	意思決定支援会議を開き、生活介護利用後のAさんの様子について関係者で情報交換し、共有するとともに、Aさんの意思の推定を進め、活動内容を見直す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護事業所や自宅、移動支援事業利用中等におけるAさんの様子を記録に基づき共有する。</li> <li>・共有した情報に基づき、意思決定支援計画・個別支援計画を見直す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Aさんと家族</li> <li>・生活介護事業所Cグループ担当者</li> <li>・相談支援専門員</li> <li>・移動支援事業所</li> <li>・意思決定支援責任者(サービス管理責任者)</li> </ul>	生活介護事業所 Cグループ 各活動担当者 サービス管理責任者	—

平成 年 月 日 利用者名 A 印

サービス管理責任者(意思決定支援責任者) B 印

【生活の場（施設入所を継続するか、グループホームに変更するか）の選択の事例】



Bさん

- ・ 知的障がいと自閉症
- ・ 言葉で意思を伝えるのが難しい
- ・ 施設入所 15 年。家族は亡くなり、成年後見人選任済み。



（相談支援専門員）

このままずっと施設でいいのかしら？グループホームでの生活の可能性は？

Bさんは、食べるものや着るものを選ぶことはできるけど、生活の場の選択は、やはり支援が必要。

ご本人も交えた意思決定支援会議を開催してみよう。

初めて意思決定支援会議に参加した B さん。いつものスケジュールと違うため、落ち着きなく不安そう…

（成年後見人）

なるべく環境を変えない方が B さんにとってよいのでは？

成年後見人からは B さんの帰省時の状況の報告がありました。

（成年後見人）

帰省した時は、B さんは湯をわかしてラーメンを作っています。



関係者 1

（施設職員）

施設でカップラーメンは作らないなあ。

今の生活環境が B さんの本来できることを狭めてしまっているのでは？



関係者 2



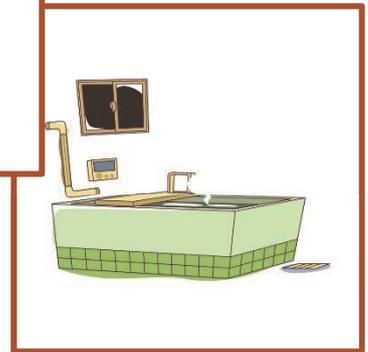
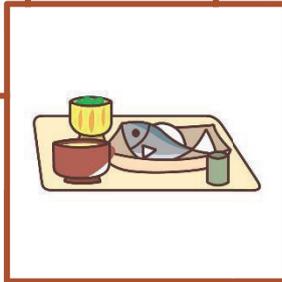
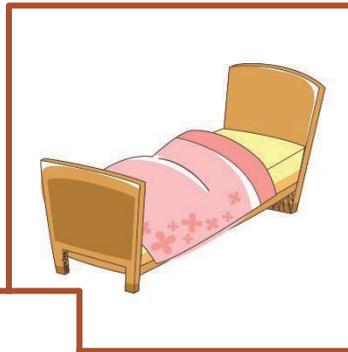
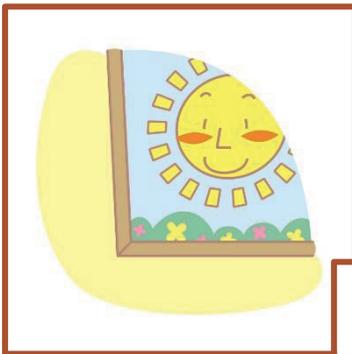
(GH 責任者)  
空きがあるので体験してみてもはどうでしょうか？

(成年後見人)  
B さんのためになるなら…



関係者3

早速、体験利用開始！グループホームで混乱しないように、施設で使っていた絵カードやスケジュールをグループホームでも使うことにしました。



B さんは、グループホームの体験利用の間、  
近くのコンビニへ買い物に行ったり、

冷凍食品を電子レンジで温めて食べたりと、  
生活を主体的に広げていきました。



1 か月後、意思決定支援会議を開催。  
グループホームでの体験利用の様子を報告。  
その内容から B さんの意思がどこにあるのか、  
成年後見人も含めた誰にとっても明らかでした。



(参考)Bさんの意思決定支援のためのアセスメント表

<p>&lt;意思決定支援が必要な項目&gt; Bさんがこれからどのような場所でどのような生活をしていきたいのか？</p>	
<p>&lt;これまでの生活史&gt; ○Bさんは会社員のお父さん(当時35歳)と専業主婦のお母さん(当時30歳)との間に昭和〇年に生まれました。また、Bさんには5歳年下の弟がいます。特に重い病気にかかることなく育ちましたが、2歳になっても言葉を話しませんでした。そして3歳児健診で知的な発達に障がいがあること、自閉症であることがわかりました。</p> <p>○その後、Bさんはお母さんと一緒に地域の障害児通園施設に通って、言葉を出やすくするような療育活動に参加したりしましたが、自分のやりたいことができなかつたりするときにパニックになって大きな声をだしたり、周囲の人に噛みついてしまつたりすることが増えていきました。</p> <p>○その後、小学生になりましたが、地域の学校ではなく特別支援学校にバスに乗って通うようになりました。特別支援学校でも次にすることがよくわからなかつたり、自分のしたいことができなかつたりにはよくパニックになっていました。その時は先生と一緒に校庭を散歩すると気持ちが落ち着きました。学校では先生が工夫して次の行動がわかりやすいように絵などで説明してくれるようになりました。それで、次に何をすればいいのかが少しずつ分かるようになりました。パニックになることも少しづつ減ってきました。中学校と高校も特別支援学校に通いました。</p> <p>○小さい頃から身の回りのことはお母さんが手伝ってくれました。服などはお母さんが表裏がわかりやすいようにおいてくれるので、間違えないように着ることができました。食事などはすべてお母さんが準備してくれましたが、中学生ぐらいになると好きなカップラーメンは自分でお湯を沸かして作ることもありました。休みの日はお父さんがドライブに連れて行ってくれたり、デパートに買い物に行ったりしました。でも大きな音がしたり、人が多すぎるとパニックになることがあったので、ドライブに行くことがだんだん多くなりました。ドライブもいつも同じコースでないと不安になりました。ドライブの途中でコンビニエンスストアによって好きなお菓子を買うのが楽しみでした。</p> <p>○Bさんが18歳になった時お父さんが病気で亡くなりました。そのため、お母さんが働かなくてはならなくなりました。Bさんは特別支援学校の高等部を卒業する時、お母さんの介護負担を心配した進路指導の先生から入所施設利用を勧められました。お母さんはなんとかBさんと一緒に暮らせるように色々と考えましたが、年少の弟の世話や仕事をしながら私の身の回りの世話までできないので、Bさんは入所施設を利用することになりました。</p>	
<p>意思決定支援会議のまとめ</p>	
<p>&lt;関係者からの情報&gt;</p>	<p>&lt;推定される本人意思&gt;</p>
<p>○日常的なスケジュールが変わると落ち着きがなく不安そうにしていた。(家族)</p> <p>○自宅では自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べる事がある。(家族)</p> <p>○施設では自分でお湯を沸かしたりカップラーメンを作る場面がなかった。(入所施設職員)</p> <p>○目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選べる。(入所施設職員)</p>	<p>○生活場面が変わると不安定な状態になる恐れがあるので、このままの生活を続けたいのではないか。</p> <p>○自分で食べたいものを調理して作れるような暮らしがしたいのではないか。</p> <p>○今は入所施設での生活しか経験がないので、他にどのような暮らしがあるか知らないので決められないのではないか。</p>

(参考)Bさんの意思決定支援を反映したサービス等利用計画(意思決定支援計画)の作成例

利用者氏名(児童氏名)	B	障害程度区分	4
障害福祉サービス受給者証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	利用者負担上限額	0
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号	
相談支援事業者名	C	計画作成担当者 意思決定支援責任者	D

利用者の生活に対する意向	慣れて落ち着いた今の施設での生活の場を変えることで、落ち着きがなく不安定になってしまうかもしれないので、生活の場を変えたくないと思う一方、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを食べたりなど、自分でできる事をしながら、より自由を広げて生活したいという思いもある。目の前にある洋服や食べ物の中から気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選んだりできるので、経験したことがないグループホームの生活も実際に経験してみることで、施設の生活と比べて選ぶことができるのではないだろうか。
総合的な援助の方針	グループホームの体験利用により、本人が今の施設での生活とグループホームでの生活を比べて、体験的に選ぶことができるよう意思決定を支援する。

□意思決定支援内容

	意思決定支援が必要な項目	到達目標	支援内容
1	今の施設での生活を変えることで、落ち着きがなく不安定になってしまうかもしれないので、生活の場を変えたくないのではないかと考える一方、自分でできる事をしながら、より自由を広げた生活をしたいという思いもあるのではないかと。グループホームの生活を実際に経験してみることで、施設の生活と比べて選ぶことができるのではないかと。	体験利用を通じて、グループホームの生活を体験し、今の施設での生活と比べてどちらで生活する。	①グループホームの体験利用についてBさんに分かりやすい方法で説明する。 ②施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。 ③体験時の様子について記録する。 ④グループホーム体験利用終了後、意思決定支援会議を開催して本人の意思について確認する。
	本人の役割		支援担当者(機関)
	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。		①相談支援専門員、サービス管理責任者(グループホーム) ②グループホームのサービス管理責任者、生活支援員 ③グループホームの生活支援員 ④本人、成年後見人、相談支援専門員グループホーム関係者、施設関係者

□サービス等利用内容

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等	
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名(担当者名・電話)
1	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか本人が何らかの形で意思を表明できる。	体験利用を通じて、グループホームの生活を体験し、今の施設での生活と比べてどちらで生活することが本人の意思なのか決めることができるよう意思決定支援を行う。	1ヶ月後	共同生活援助(体験利用) 30日	グループホーム 〇〇
	課題解決のための本人の役割		評価時期	その他留意事項	
	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。		1ヶ月後	生活の中での本人の様子、特に表情などについて詳細に記録し、本人の生活の場への希望を確認する。施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。	
2					

平成 年 月 日 利用者名 B 印  
サービス管理責任者(意思決定支援責任者) D 印

『障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン』(厚生労働省)より作成

津久井やまゆり園事件  
この悲しみを力に、  
ともに生きる社会を実現します

平成28年7月26日、障害者支援施設である  
県立「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生しました。  
このような事件が二度と繰り返されないよう、  
私たちはこの悲しみを力に、断固とした決意をもって、  
ともに生きる社会の実現をめざし、  
ここに「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めます。



翔子

題字「ともに生きる」  
ダウン症の女流書家 金澤翔子

本県の取り組みや金澤翔子さんの席上揮毫の動画などは、  
こちらから「ともに生きる社会かながわ」検索

この憲章は神奈川県と神奈川県議会が共同して策定したものです。

問合せ先 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部共生社会推進課 電話 045-210-4961 FAX 045-210-8854



平成28年10月14日 神奈川県

- 私たちは、あたたかい心をもって、  
すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく  
暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げる  
あらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、  
県民総ぐるみで取り組みます

ともに生きる社会  
かながわ憲章



“私たちのことを、私たち抜きに決めないで” (“Nothing About Us Without Us”)

障がい者の間で使われているスローガンです。

障がい者が自身に関わる問題に主体的に関与する考え方を表しています。



福祉子どもみらい局 福祉部  
障害福祉課 地域生活支援グループ  
横浜市中区日本大通1 〒231-8588  
電話 (045) 210-1111 (代)  
FAX (045) 201-2051

※ 障害の“害”は、固有名詞を除きひらがなで標記しています。